

## 適法民泊事業者の判別方法

適法民泊は、事業実施前に「近隣住民へ事業概要等について事前に説明すること」、事業実施後に「苦情対応等を行う者の氏名及び連絡先の標識を宿泊施設の出入口に掲示すること」が責務となっています。


違法民泊疑い施設に対しては、特に標識の有無について確認してください。標識がない場合、違法民泊の疑いがありますので、本市違法民泊通報窓口まで連絡をお願いします。

### 事業実施前

民泊を始めるにあたり、周辺住民に対し、戸別訪問又は説明会を行い、不在の住民に対しては必要事項を記載した書類を投函します。住民からの問合せについては、戸別訪問又は説明会開催等の方法により説明を行う必要があります。

### 事業実施後

苦情対応する者の氏名及び連絡先の標識を、施設の出入口等へ掲示することが必要

住宅宿泊事業法（3種類有）	旅館業法（例）	特区民泊（例）																														
 <p>住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business</p> <p>届出済 CERTIFIED</p> <table border="1"> <tr> <td>届出番号 Number</td> <td>届 号</td> </tr> <tr> <td>届出年月日 Date of Notification</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator</td> <td>届 号</td> </tr> <tr> <td>住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator</td> <td></td> </tr> </table> <p>大阪市長</p>	届出番号 Number	届 号	届出年月日 Date of Notification	年 月 日	住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator		住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	届 号	住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator		<p>簡易宿所営業</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>ゲストハウス</td> </tr> <tr> <td>苦情窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>フロントのある従前からのホテル等は標識設置が不要です。</b></p>	施設名称	ゲストハウス	苦情窓口		責任者氏名		苦情窓口		連絡先		<p>特区民泊</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>民泊</td> </tr> <tr> <td>苦情窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table>	施設名称	民泊	苦情窓口		責任者氏名		苦情窓口		連絡先	
	届出番号 Number	届 号																														
届出年月日 Date of Notification	年 月 日																															
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator																																
住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	届 号																															
住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator																																
施設名称	ゲストハウス																															
苦情窓口																																
責任者氏名																																
苦情窓口																																
連絡先																																
施設名称	民泊																															
苦情窓口																																
責任者氏名																																
苦情窓口																																
連絡先																																

（参考）

- ・大阪観光局において、「適法民泊シール」を作成し、適正に手続きを得た事業者の求めに応じて、シールを配布しています。また、ロゴマークをホームページ等で使用したい場合は、大阪観光局よりデータを送付することで対応しています。（シールの使用は、事業者の任意です。）

適法民泊シール



上記の標識と併せて適法民泊シール貼付している場合があります。ただし、適法民泊シールのみ確認できた場合は標識掲示義務違反になりますので、お知らせください。

## 民泊の相談窓口

### (大阪市)

- ・大阪市が、平成 28 年 10 月 31 日に開設した「違法民泊通報窓口」では、窓口への電話連絡（平日 9 時から 17 時半）メール及び FAX（24 時間受付）で通報を受け付けており、時間外や閉庁日においても、メール及び FAX での通報は可能となっています。

違法民泊通報窓口：大阪市保健所 環境衛生監視課 旅館業指導グループ

所在地：大阪市阿倍野区旭町 1 - 2 - 7 - 307

あべのメディックス 3 階

電話番号：06 - 6647 - 0835

FAX 番号：06 - 6647 - 0733

メールアドレス：ryokan2016@city.osaka.lg.jp

### (国のコールセンター)

- ・平成 30 年 6 月 15 日以降、民泊に対する通報について、民泊制度コールセンター（0570 - 041 - 389）で受付を行います。
- ・コールセンターは、毎日 9 時から 22 時まで対応していますので、平日 17 時半以降や土日祝といった大阪市の閉庁時間にも 9 時から 22 時まで電話連絡ができます。
- ・コールセンターに寄せられた苦情は、住宅宿泊事業法に基づき届出がされた施設であれば、コールセンターから住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者に連絡（対応依頼）があり、事業者が不明な場合等は、大阪市へと引き継がれます。大阪市へ引き継がれた苦情は、大阪市の開庁時間に現場調査等により対応を行います。

### (参考) 違法民泊撲滅チームについて

- ・大阪市では、住宅宿泊事業法及び改正旅館業法の施行により民泊営業の複数の制度が整備されることから、法令順守を促し、適法民泊へ誘導し、無許可で営業する民泊施設を徹底して排除するため、平成 30 年 4 月 25 日に市長をトップとし、府関係機関と連携し「違法民泊撲滅チーム」を設置しました。
- ・また、保健所の体制についても現在の 31 名から警察官 0B30 名の雇い入れを中心に順次体制強化を図り、71 名の体制とするとともに、違法民泊の指導を実際に行う違法民泊指導実動部隊を浪速区役所 4 階に置きます。
- ・これらの体制強化により違法民泊施設を徹底して取締り、2019 年 G20 大阪サミットの開催までに違法民泊の撲滅をめざします。